

秋田県青少年健全育成審議会 平成28年度第1回環境浄化部会 議事概要

日時 平成28年6月1日(水) 午前10時40分～午前11時55分

場所 秋田県議会棟2階 特別会議室

1 出席者

○ 秋田県青少年健全育成審議会委員(敬称略、五十音順)10名

石川 信	秋田県書店商業組合 監査役
石塚 弘子	秋田県警察本部生活安全部少年女性安全課 少年補導・保護 対策係長
伊藤 一	秋田市立日新小学校 校長
小松 洋輔	秋田少年鑑別所 所長
鈴木 朋子	元秋田県高等学校PTA連合会 副会長
高橋 秀晴	秋田県立大学 教授
中島 駿	秋田県BBS連盟副会長
成田 榮樹	秋田県立大館桂桜高等学校 校長
野崎 一	秋田県PTA連合会 副会長
三浦 基	青少年育成秋田県民会議 会長

○ 事務局

男女共同参画課	信田 真弓
	佐藤 巧

2 議事(審議)

○ 優良図書1冊、有害図書5冊を諮問。

○ 優良図書から審議しますが、これに関しては事前に審査していただいております、  
全ての方が指定可とされております。

補足意見として

- ・ 子どもの目線で見えた震災の記録は、報道等にはない重みと生々しさがある。今までになかった震災の姿が映し出されている。
- ・ 秋田ではあまり被害のなかった震災ですが、報道等でその災害のすごさを知らされたが、それは大人の視点で捉えたものばかりでした。大人たちが配慮した子どもたちの当時の気持ちを現代同世代の高校生に感じ取ってほしい。口頭ではないので完全に理解は難しいが、心の隅に残る程度でも意識が変わるはず。
- ・ 読んで衝撃を受けました。東日本大震災から5年が過ぎましたが、初めてあの時の本当の姿の一部がわかったような気がします。

という推薦の御意見があります。

このほかに何か御意見、違った角度からの御意見ございますか。

→(全委員)なし。

○ 大人たちが非常に粛々と礼節を持ってということが報道された中で、かなり生き死にに係わったときの生々しい姿ということが実際にあったということと、それを子どもたちが見たということ、それを今、語ることの意味ですね。多重多層的な意味で私もこれは新鮮な衝撃を受けましたし、是非、広く同世代の子どもたちに読んでもらいたいと思います。

○ 全員一致で推奨ということによろしいでしょうか。  
→(全委員)異議なし。

～有害図書審査～

○ 有害図書の審査が終わったようですので集計結果をお願いします。

→(集計担当委員) 5冊のうち3番のチャンプロードについて、総合意見で指定の必要無しとされた委員がお一人おられます。そのほかの4冊は全ての委員が指定対象としています。

○ とりあえずは、3番を除いた4冊は有害指定ということはよろしいですね。3番のチャンプロードについて指定の必要無しとされた委員の方理由をお願いします。

→(委員) 審査基準には、刑罰法令に触れる行為又は自殺を賞賛し、又はこれらの行為の実行を勧め、若しくはそそのかすような演出、描写、表現をしているものとあります。例えば、暴走族グループに所属していた人たちなどのインタビューが書かれています。普通にインタビューが書かれているだけで、特に実行を勧めるとかそそのかす程とは感じなかったため、そこまで規制の必要がなく、趣味の範囲としても良いという判断でした。

○ ただ今の御意見に対していかがですか。

→(委員) 私もこれをどうしようかなと少し迷ったのです。趣味のグループと見れば特別そそのかすようなことは書いていないんですね。ただ、入れ墨の部分だったり、集団走行している写真があって、そこでちょっと引っかかって、暴走行為を写している写真も載っているんで、やはり指定する必要があると思いました。

→(委員) 私もある程度は良いし、趣味の範囲じゃないかとも思いました。集団暴走の写真だとか、違法改造している写真なので、違法改造のものを格好良いと思って取り組まれるとそういったものが増えてくるのがなきにしもあらずということで指定の必要有りとなりました。

○ 違法というのは犯罪でしょうか。

→(委員) 違法改造は犯罪になります。

○ わかりました。そうすると違法改造の場合は犯罪を助長するということになり得る

ということですね。

→(委員) 以前もチャンプロードはこういう風な形で意見が割れました。結局、改造や暴走行為のあこがれというものを助長するのではないかとということで決着したような記憶があるのですが、今回もそういう判断をさせていただきました。

→(委員) あれ、違法改造ですよ。それから暴走行為。これらを見たらやりたくなりますよね。それから、タトゥーも少しでしたが載っていました。これを見た子どもたちがどう感じ取るか、あれだけ車の写真がずらっと並んでいればかっこいいとか、自分もこういう車乗りたいな、改造してみたいな、と思うのですが、それが違法だということをきちんと伝えなければいけないと思います。

○ 暴走族とか改造ではなくて、往年の名車の写真も載っており、良い記事もすごくあるのですが、非常に健全なところとまずいところがあり、悩ましいところです。

ただ、皆さんのご指摘のとおり、今は自転車のブレーキのないものや、傘差し運転などを学校などで指導しているところで、違法改造を前面に出している写真がたくさん載っているというのが決め手ということになりましようかね。

→(委員) 写真についてですが、多分皆さん写真を見た感じでは違法改造に見えると思うのですが、違法改造の範囲に入っていないものも多数あると思います。バイクを見ると、一応マフラーは付けているので、昔に比べたら出版社も少しおとなしくなっているようなところがあります。あれを全て違法改造と見るのは間違いだと思います。

今は、ママチャリを見ると、昔の暴走族のスタイルだなと思うのですが、ちょっと改造しているからダメだということではないと思います。

○ 車検証に記載されている以外のことがあると変更届を出せば良いのですが、シートの背もたれをあんなに高くしたものなど、幅とか高さとかに基準があると思います。

→(委員) 見た目にはともかく、違法なものもちゃんとしたものも載っているということですよ。

→(委員) 写真だけでは判断できないと思うのですが、その、自分の感覚で車を改造しようとか、集団で暴走しようとかというあこがれをもたれることと、あと、そういう人たちが大人になって子どもをバイクに乗せている写真とかがあって、暴走族のようなものに小さいときから馴れるというのは、青少年にとっては好ましくないと思います。

○ 青少年を巡る環境について、あのような改造車と見えるものを青少年に見せることが青少年に対するハードルを下げることになって、青少年の生育環境には好ましくないという判断ですね。

→(委員) 私も最初迷いましたが、丸にしました。私も引がかかったのは違法改造かどうかということ1点なんです。あまり車のことで、何センチがどうかそういうことはわからなかったのですが、そういう観点で対象とさせていただいたのですが、例えば、出版社が、ここに載っているものは全て法令の中で適合しているものです。と言ったならばどうなるのかなと少し考えたのです。違法性がなくなれば根拠がな

くなるという判断です。

→(委員)著しくというところに引っかかりました。解釈の仕方が皆さんの価値観の違いとかで微妙なところがあると思います。そのほかの本はどうなのかということなど、比較しながら考えていくべきだと思いました。

私の立場としては、青少年、それも秋田県の青少年にとって好ましくないということ、秋田県の教育の目指すものという観点から考えれば、少し厳しいかもしれませんが、生徒指導上好ましくない部分も結構ありましたので、有害図書として指定するべきだと思いました。こういうものが自由に通っているものであれば、現場の指導している者が困るであろうと思いを付けました。

○ 今、学校では運転免許を取らせない等の規制はありますか。

→(委員)規制していません。というより、免許を取ることがあり得ないという感じになっています。状況に応じて取っても良いという判断もあると思うのですが。今の高校生は、免許を取ってバイクを乗り回すということはありません。

○ 私が高校のころはバイクに乗ることもあり、事故も多かったと思います。

全てが違法改造の写真ではないとされた委員も総合所見としては、違法、合法はともかくとして好ましくはないということによろしいですね。

→(委員)はい

○ 違法性ということに関して、ここで調べることなしに全部違法改造だということは難しいのですが、合法なら良いかというものでもなく、入れ墨やタトゥーも合法なものもあるのですが、青少年の環境としてはそれを是認するようなものが普通に出回っていることは好ましくないという判断をしておりますので、暴走行為を思わせるもの、改造と見えるものという意味で望ましくないという判断で良いと思うのですが、指定の必要無しと判断された委員、有害図書として指定するという結論でよろしいでしょうか。

→(委員)はい。

○ 皆さんよろしいですか。

→(全委員)異議無し

○ それでは、先ほどの推奨図書と、さらに、今回諮問された図書5冊は全て有害図書の指定の必要有りとして知事に答申することにいたします。